

欧州共同体商標意匠庁、IP Translator判決の実施について  
各国商標庁との共同通知を公表

2013年5月7日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、5月2日、IP Translator 判決の実施について、各国商標庁との共同通知を公表した。本共同通知は、商標の保護を求める商品又は役務を特定する際に、ニース分類の類見出しを使用した場合について、EU加盟国及びノルウェー（オブザーバー）の商標庁と OHIM の解釈をまとめたもの。また、OHIM は同日、本共同通知の内容を反映させるため、手続マニュアル（The Manual Concerning Proceedings before the Office for Harmonization in the Internal Market）の一部を改訂・公表した。

2012年6月19日のIP Translator 判決において、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、商標ハーモニゼーション指令は、商標の保護が求められる商品および役務を特定するため、ニース分類の類見出しの一般的記載が十分に明確である場合には、その一般的記載の使用を排除しないこと、および、商標の保護を求める商品または役務を特定するためにニース分類の特定の類見出しの一般的記載の全てを使用する国内商標の出願人は、その登録のための出願がアルファベット順一覧表に含まれる全ての商品または役務を対象とすることを意図しているのか、または、それらの商品または役務のうちの一部のみを対象とすることを意図しているのか、を明らかにしなくてはならないことを判示していた。

この判決を受けて、EU加盟国の商標庁と OHIM は、ニース分類の類見出しの解釈について議論を重ねてきたが、最初の成果として、今回、国内商標及び共同体商標の保護範囲の解釈をまとめた共同通知を公表した。しかし、例えば、IP Translator 判決より後に出願され、ニース分類の類見出し全体を含む商標の保護範囲の解釈について、類見出しの用語を文字通りに解釈する庁と、類見出しの文字通りの意味に加えて出願時のニース分類の版のアルファベット順一覧表をカバーすると解釈する庁が混在しており、運用の調和が完全になされるには至っていない。

なお、共同通知によると、EUの各商標庁は収斂プログラム（Convergence Program）の枠組みにおいて協力を継続することを表明しており、最初の目標として、許容される商品及び役務の調和されたリストを挙げている。このリストは階層構造で表示され、TMClassのような分類ツールに組み込まれる予定である。

本通知の概要は次のとおり。

<表 1 >

IP Translator 判決より前に出願され、ニース分類の類見出し全体を含む商標  
 自庁の商標の類見出しの保護範囲の各庁による解釈

庁	類見出しは類全体を カバーする	類見出しの用語は文 字通りに解釈する	類見出しは、類見出し の文字通りの意味に加 えて、出願時のニース 分類の版のアルファベ ット順一覧表をカバー する
オーストリア		○	
ブルガリア	○		
ベネルクス		○	
キプロス		○	
チェコ		○	
ドイツ		○	
デンマーク		○	
エストニア		○	
スペイン		○	
フィンランド	○		
フランス		○	
ギリシャ	○		
ハンガリー			○
アイルランド		○	
イタリア	○		
ラトビア		○	
リトアニア			○
マルタ	○		
ノルウェー		○	
OHIM			○
ポーランド		○	
ポルトガル		○	
ルーマニア			○
スウェーデン		○	
スロベニア		○	
スロバキア		○	
英国		○	

<表2>

IP Translator 判決より後に出願され、ニース分類の類見出し全体を含む商標  
 自庁の商標の類見出しの保護範囲の各庁による解釈

庁	類見出しは類全体を カバーする	類見出しの用語は文 字通りに解釈する	類見出しは、類見出し の文字通りの意味に加 えて、出願時のニース 分類の版のアルファベ ット順一覧表をカバー する
オーストリア		○	
ブルガリア		○	
ベネルクス		○	
キプロス		○	
チェコ		○	
ドイツ		○	
デンマーク		○	
エストニア		○	
スペイン		○	
フィンランド		○	
フランス		○	
ギリシャ		○	
ハンガリー			○
アイルランド		○	
イタリア			○
ラトビア		○	
リトアニア			○
マルタ		○	
ノルウェー		○	
OHIM		○	
ポーランド		○	
ポルトガル		○	
ルーマニア			○
スウェーデン		○	
スロベニア		○	
スロバキア		○	
英国		○	

<表3>

IP Translator 判決より後に出願され、ニース分類の類見出し全体を含む商標  
類見出し及び／又はアルファベット順一覧表に関する出願人の意図を  
どのように反映させるか

序	出願又は登録された全ての商 品及び役務を個別にリストア ップする	適用される版のアルファベット順一 覧表への参照が許容される
オーストリア	○	
ブルガリア	○	
ベネルクス	○ (公告, 登録証及び登録簿)	○ (出願)
キプロス	○	
チェコ	○	
ドイツ	○	
デンマーク	○	
エストニア	○	
スペイン	○	
フィンランド		○
フランス	○	
ギリシャ		○
ハンガリー		○
アイルランド	○	
イタリア		○
ラトビア	○	
リトアニア	○	
マルタ	○	
ノルウェー	○	
OHIM	○	
ポーランド	○	
ポルトガル	○	
ルーマニア		○
スウェーデン	○	
スロベニア	○	
スロバキア	○	
英国	○	

＜表 4＞

ニース分類の類見出しの一般的記載を含む共同体商標の保護範囲は  
どのように解釈されるか

庁	IP Translator より前に出願された共同体商標			IP Translator より後に出願された共同体商標		
	類見出しの用語は文字通りに解釈される	類見出しは類の全ての商品又は役務をカバーする	類見出しは、類見出しの文字通りの意味に加えて、出願時のニース分類の版のアルファベット順一覧表をカバーする	類見出しの用語は文字通りに解釈される	類見出しは類の全ての商品又は役務をカバーする	類見出しは、類見出しの文字通りの意味に加えて、出願時のニース分類の版のアルファベット順一覧表をカバーする
オーストリア	○			○		
ブルガリア		○		○		
ベネルクス	○			○		
キプロス	○			○		
チェコ	○			○		
ドイツ	○			○		
デンマーク	○			○		
エストニア	○			○		
スペイン	○			○		
フィンランド			○	○		
フランス	○			○		
ギリシャ		○		○		
ハンガリー			○	○		
アイルランド	○			○		
イタリア		○				○
ラトビア	○			○		
リトアニア			○	○		
マルタ		○		○		
OHIM			○	○		
ポーランド	○			○		
ポルトガル	○			○		
ルーマニア			○	○		
スウェーデン	○			○		
スロベニア	○			○		
スロバキア	○			○		
英国	○			○		

<表5>

ニース分類の類見出しの一般的記載を含む国内商標の  
保護範囲についての OHIM の解釈

IP Translator より前に出願された商標	IP Translator より後に出願された商標
<p>OHIMは全てのEU加盟国の商標庁の出願実務を許容する。国内商標は国内商標庁によって与えられた保護範囲を有する。<u>ただし、国内商標庁が類見出しを類の全ての商品及び役務をカバーすると解釈する場合を除く。</u>この場合、ニース分類の類見出しを含む国内商標は、文字通りの意味での類見出しに加えて、出願時のニース分類の版のアルファベット順一覧表をカバーすると解釈される。</p>	<p>用語は文字通りに解釈される</p>

<表6>

IP Translator 判決より後に出願され、類見出し全体を含む商標

出願人はどのようにしてアルファベット順一覧表のすべてに対して保護が得られるか

序	宣言を行うことによって	電子的なチェックボックスの手段によって	各用語を個別にリストアップすることによって
オーストリア			○
ブルガリア	○		○
ベネルクス	○		
キプロス			○
チェコ			○
ドイツ			○
デンマーク			○
エストニア			○
スペイン			○
フィンランド	○		
フランス			○
ギリシャ	○		
ハンガリー	○	○	
アイルランド			○
イタリア	○		
ラトビア			○
リトアニア	○		○
マルタ			○
ノルウェー			○
OHIM		○	
ポーランド			○
ポルトガル			○
ルーマニア	○		
スウェーデン			○
スロベニア			○
スロバキア			○
英国			○

－ OHIM のプレスリリースは，以下参照 －

[Common Communication on the Implementation of IP Translator](#)

－ 共同通知は，以下参照 －

[Common Communication on the Implementation of IP Translator \(PDF\)](#)

－ OHIM の手続マニュアルは，以下参照 －

[The Manual Concerning Proceedings before the Office for Harmonization in the Internal Market \(Trademark and Designs\), Part C, Opposition, Section 2, Identity and Likelihood of Confusion, Chapter 2: comparison of goods and services \(PDF\)](#)

－ IP Translator 判決についての欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[欧州連合司法裁判所，商標出願における商品および役務の記載について判示（2012年6月21日）\(PDF\)](#)

(以上)